

「事業用自動車総合安全プラン2025」

達成に向けた取組状況



令和4年9月30日
自動車事故対策機構

事業用自動車総合安全プラン2025における NASVAの取り組むべき課題・施策

NASVA

取り組むべき課題	施 策	進捗	担当G
1.「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現			
①新型コロナウイルス感染防止対策	○適性診断のオンラインカウンセリングの実施による感染症拡大防止対策の推進	検討に着手	診断
	○指導講習のリモート方式の実施による感染症拡大防止対策の推進	検討に着手	講習
③災害への対応	○ガイドラインセミナーにおける「運輸防災マネジメント指針」の紹介	実施・継続	安マネ
2.抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶			
①飲酒運転事故件数の下げ止まり対応	○運行管理者講習等で飲酒運転撲滅の周知・徹底	実施・継続	講習
②「ながら運転」対応	○講習・セミナー等において、運転中の携帯電話等の使用禁止の啓発	実施・継続	講習・安マネ
③「あおり運転」対応	○講習・セミナー等において、あおり運転の悪質性・危険性について啓発	実施・継続	講習・安マネ
4.超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策			
①多発する車内事故への対応	○運行管理者講習等で車内事故撲滅の周知・徹底	実施・継続	講習
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	実施・継続	安マネ
③高齢運転者事故への対応	○運行管理者講習等で高齢運転者の事故防止を注意喚起	実施・継続	講習
	○加齢に伴う身体・認知機能等の変化を自覚させ、安全運転に繋げる新たな適性診断項目の開発・受診促進	一部実施	診断
	○適性診断（適齢診断）受診の徹底と活用促進	実施・継続	診断
5.原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化			
①特徴的な事故への対応	○事故統計を用いた各業態の事故の特徴分析及び各業界への周知と対策検討	実施・継続	講習
②健康に起因する事故への対応	○運行管理者講習等で健康起因事故防止を啓発	実施・継続	講習
	○適性診断（一般診断）により、自分の疲労蓄積度を確認	実施・継続	診断
④運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化	○全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	R4年度中止	安マネ
	○貸切バス事業の更新制導入に伴い、事業者の安全管理体制の構築状況を確認し、更なる安全確保を目的に運輸安全マネジメント評価を実施	実施・継続	安マネ
	○国土交通省が認定する認定セミナー制度を活用して運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	実施・継続	安マネ
⑥初任、経験不足運転者等への適切な指導監督	○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底	実施・継続	講習
	○講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知	実施・継続	講習・安マネ
	○適性診断受診の徹底と活用促進	実施・継続	診断
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	実施・継続	安マネ

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

NASVA

新型コロナウイルス感染防止対策

適性診断のオンラインカウンセリングの実施による感染症拡大防止対策の推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、ユニバーサルサービスを確保するため、遠隔カウンセリングの告示改正を受けて、試行運用を実施し、本格運用を開始できるように準備を進めており、段階的にサービス提供範囲の拡大を図っている。

指導講習のリモート方式の実施による感染症拡大防止対策の推進

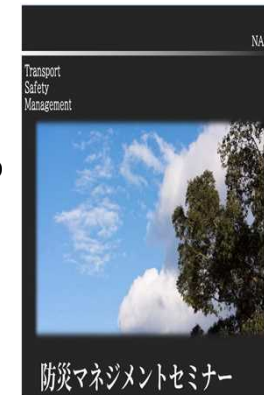
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、自動車運送事業者の輸送の安全確保に空白地域が生じることがないように、全国の支所において「動画配信方式」による講習会を開始している。引き続き、小規模・多頻度の開催を行い、受講機会を拡大させる等の利便性向上を図っている。

災害への対応

ガイドラインセミナーにおける「運輸防災マネジメント指針」の紹介

防災マネジメントセミナー

- ・「運輸防災マネジメント指針」のポイントを解説し、ワークショップでは自社の防災体制をチェックリストにて把握、災害リスク分析を実施



4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

NASVA

多発する車内事故への対応

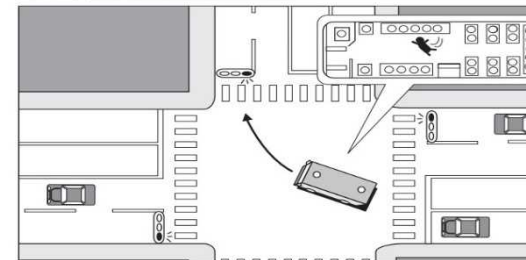
運行管理者講習等で車内事故撲滅の周知・徹底

- ・「事故事例研究」において具体的な事例を講習テキストに掲載し周知及びグループ討議を実施

第2章 事故事例

事故事例（バス）

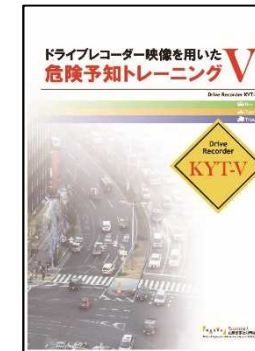
バス 減速が不十分であったため、交差点右折時に乗客が転倒した事故
事例1



危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進

ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「ドライブレコーダーKYT-I～V」

- ・実際のドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニングを行うことができるもので、交通環境の違いにより、その先に潜む危険を想定した運転方法を考え、身につけていただくことを目的とした危険予知トレーニング教材（DVD・CD・解説テキスト）を作成。「どのような危険が潜んでいるか」、「その危険を回避するためにはどのような運転をすればよいか」等を考えることで危険予知能力の向上を図っている。



高齢運転者事故への対応

運行管理者講習等で高齢運転者の事故防止を注意喚起

- ・「高齢者の健康問題」の掲載
- ・視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」の放映及び他の認定機関への無償貸与



4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

NASVA

高齢運転者事故への対応

加齢に伴う身体・認知機能等の変化を自覚させ、安全運転に繋げる新たな適性診断項目の開発・受診促進

・時代に即した運転環境に対応する現行適性診断の刷新に向けた研究・開発プロジェクトを実施

内 容

運転者の加齢変化に関する機能について評価
する新たな適性診断の研究・開発を実施中

研究機関

大阪大学、名古屋大学を中心とした複数研究機
関と研究開発

※研究開発中のテストイメージ

ハザード認識が高い例



ハザード認識が低い例（高齢運転者）



適性診断（適齢診断）受診の徹底と活用促進

適齢診断（義務）

65歳以上の事業用自動車の運転者

- ・旅客（個人タクシー事業者以外）：65歳に達した日以後1年以内に1回、その後75歳に達するまで3年以内ごとに1回
75歳に達した日以後1年以内に1回、その後1年以内ごとに1回
 - ・「個人タクシー事業者」：当該事業の許可に付された期限の更新の日において、65歳以上である場合、当該期限の更新の申請前
 - ・貨物：65歳に達した日以後1年以内、その後3年以内ごとに1回
- ★加齢による身体機能の変化が、運転行動へ与える影響について認識してもらい、交通事故の未然防止のため、
身体機能の変化に応じた運転行動等について助言・指導を実施

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

NASVA

特徴的な事故への対応

事故統計を用いた各業態の事故の特徴分析
及び各業界への周知と対策検討

・事故統計を基にしたグラフや表を作成し、
業態別事故発生の特徴分析結果を掲載

健康に起因する事故への対応

運行管理者講習等で健康起因事故防止を啓発

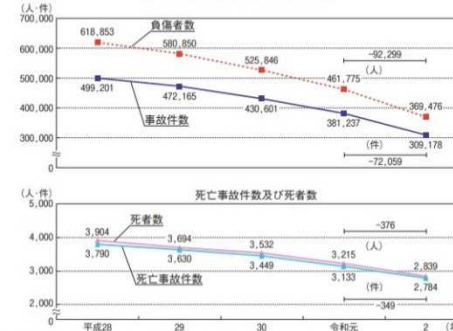
・事業用自動車運転者の健康管理として健康起因事故のメカニズムなど運行管理者が知っておくべき基礎知識、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」、「SAS対策の必要性と活用」、「脳血管疾患対策ガイドライン」、「心疾患・大血管疾患ガイドライン」を講習テキストに概要を掲載し周知

第1章 全国の交通事故の概要

(データ出典：警察庁)

1. 交通事故の発生状況

図1-1 交通事故発生状況の推移



注) 死者数は事故の発生から24時間以内に死亡した者の数をいう。

1. 事業用自動車の交通事故の発生状況

令和2年中の事業用自動車の事故件数

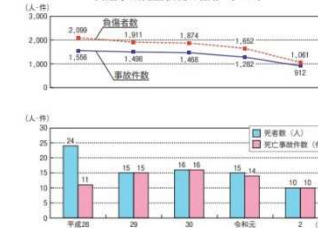
	全 体	バ ス	ハ イ タ ク	ト ラ ッ ク
件 数 (件)	21,871	912	7,459	13,500
割合 (%)	100.0	4.2	34.1	61.7
保有台数 (台)*	1,792,519	111,579	216,160	1,464,780
1台当たりの事故件数 (件)	0.01	0.01	0.03	0.01

* 令和2年末(特種(株)用途、小型二輪車除く)

(データ出典：国土交通省「自動車保有車両数」)

(1) バス

交通事故発生状況の推移 (バス)



(2) 健康起因事故の発生状況

図1は、平成25年から平成30年までの事業用自動車の健康状態に起因する事故報告件数をバス、タクシー、トラックの業態毎に示したものです。タクシーにおいては、近年減少がみられるものの、全体的には増加傾向がみられます。

図2は、事業用自動車の健康状態に起因する事故の報告件数を衝突・接触の有無など報告内容毎に示したものです。乗務の中断等、交通事故に至らなかったものが大半を占めています。約2割は運転中に操作不能となっております。

図1 健康状態に起因する事故報告件数 (業態毎の件数)

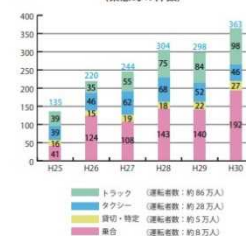
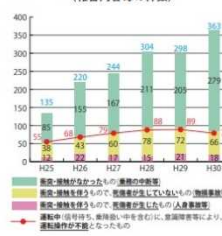


図2 健康状態に起因する事故報告件数 (報告内容毎の件数)



対策のポイント

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の必要性と活用～」(国土交通省自動車局事業用自動車健康起因事故対策協議会)より

○脳血管疾患は、早期に発見して治療を開始することで、より症状の重い疾患の発症を防ぐとともに、可能な限り後遺症を軽減することができます。次の表2のような初期症状がみられる場合は、決して軽く考えずに、すぐに専門医療機関の受診を促しましょう。

表2 脳血管疾患の初期症状

	主な初期症状
意識の異常	・意識がもうろうとしている、反応が鈍い など
言葉の異常	・ろれつが回らない、言いたいことがうまく言えない など
手足の異常	・体の半分がうまく動かない、麻痺している、しびれている など (例) 食事中にはしを落とす、字がうまく書けない、片足を引きずる ・体の半分の感覚がいつもとは違う感じがする (例) 入浴時に体の半分で風呂やシャワーの熱さを感じない など
目の異常	・片方の目が見えない、視野が半分になる、ものが二重に見える など
めまいと頭痛	・めまい (吐き気や嘔吐を伴うことがある) ・頭痛 (吐き気や嘔吐を伴うことがある) ・突然の激しい頭痛→くも膜下出血の可能性が高い

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

NASVA

健康に起因する事故への対応

適性診断（一般診断）により、自分の疲労蓄積度を確認

一般診断（任意）

・安全運転に必要な運転特性を明らかにするために、心理・生理面から測定を行い、各個人の長所、短所（くせ）を見いだす基本的な診断、3年に1回程度の定期受診を促進



運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

全国の運送事業者を対象とした安全マネジメントセミナーを開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発

NASVA安全マネジメントセミナー

※令和4年度は新型コロナウイルスの影響により中止。来年度は開催に向け検討

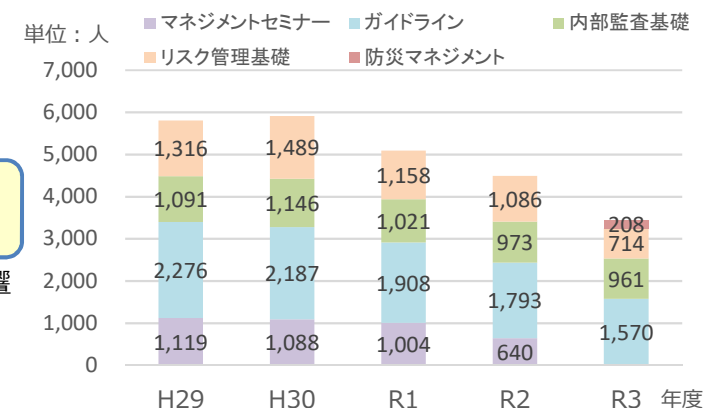
・運送事業者経営者に対し、安全マネジメントの深度化、先進的な取組の普及等に関する情報提供

ガイドライン

・ガイドライン全14項目について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に具体的事例を交えながら解説

内部監査（基礎）

・社内で選任された内部監査員が安全マネジメントにおける内部監査（P-D-C-AサイクルのC）を実施するための知識や監査手法を解説。その他、受講者参加のケーススタディを実施



認定セミナーNASVAテキスト



5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

NASVA

運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

貸切バス事業の更新制導入に伴い、事業者の安全管理体制の構築状況を確認し、更なる安全確保を目的に運輸安全マネジメント評価を実施

運輸安全マネジメント評価の実施結果

- ◆平成21年10月16日付の国交省通達「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の規定に基づき第三者評価機関の申請を行い、同月26日付で運輸安全マネジメント評価を行うことができる第三者機関として認定を受けたものである。
- ◆平成29年4月1日より貸切バス更新制度の開始に伴い、許可更新のために運輸安全マネジメント評価が必要となる事業者を受け入れる体制を整備することから、ナスバでは令和3年4月より運輸安全マネジメント事業部を立ち上げ、全国の事業者に対して評価を実施している。

評価の実施体制

- ・ 評価実施主体：運輸安全マネジメント事業部
- ・ 評価員（NASVA安全評価員）
自動車運送事業の遂行に必要な法令に関する知識を有する者を選任
- ・ 評価対象事業者
全事業者（依頼のあった事業者）
- ・ 評価方法：書面による事前調査と事業所訪問による現地調査

	バス 事業者	タクシー 事業者	トラック 事業者	その他	計
平成28年度	9	1	3	0	13
平成29年度	11	0	0	0	11
平成30年度	12	1	0	0	13
令和1年度	2	0	0	0	2
令和2年度	4	1	0	0	5
令和3年度	16	0	0	0	16
合計	54	3	3	0	60

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

NASVA

運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

国土交通省が認定する認定セミナー制度を活用して運輸安全マネジメント制度を普及・啓発

運輸安全マネジメント

運輸安全マネジメントに係る「コンサルティング」及び「シンポジウム・セミナー・講習会」の2本の柱で自動車運送事業者の方々を支援しています。

なお、NASVAは運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーとして、「ガイドライン」、「リスク管理（基礎）」及び「内部監査（基礎）」を実施し、R3年度には新たに「防災マネジメントセミナー」を国土交通省から認定を受けました。

【運輸安全マネジメント制度の目的】

経営トップが自ら全社的な安全性向上のための取組みを主導し、現場から安全に関わる情報を継続的に経営に反映させながら、企業の安全文化の向上を図る

【NASVA安全マネジメント】



5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

NASVA

初任、経験不足運転者等への適切な指導監督

講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底

・指導講習においては、バス、ハイヤー、タクシー、トラックなど運送事業で使用する**自動車の運行の安全確保のため、運行管理者等を対象に運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法**などの講習を行い、**自動車事故の防止に万全を期そうとする**ものです。

全国50支所において各講習を開催しており、講習を受講した運行管理者や運行管理者の補助者等の方々に日々の業務に役立てていただいております。



講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知

・講習テキストに掲載し周知

■ドライブレコーダーの映像を活用する教育・指導のメリット

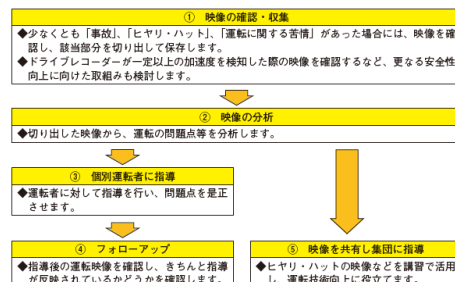
① 最も身近な事象であるためリアリティのある教育・指導ができる

ドライブレコーダーの映像は、運転者の実際の運転行動を記録したものですから、最も身近な教材だといえます。道路形状や風景も見慣れていますから、「これは〇〇道路だ」とか「あれは〇〇交差点だ」というように、他人事ではなく自分自身が実際に運転しているようなリアリティを持たせることができます。しかも、「あの道路はよく脇道から自転車が出てくる」とか「あの交差点は信号が黄から赤に変わっても突っ込んでくる車が多い」といった経験に基づく意見も出やすくなります。

② どんな種類の教育・研修にも活用できる
事業所で実施される運転者への教育・研修は、



6. ドライブレコーダーの指導・監督実施フロー



【参考】

国土交通省

・「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」

・「映像記録型ドライブレコーダ活用手順書」

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>)

リスク管理（基礎）

ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを実施

※デジタコ、ドライブレコーダー等の活用方法及び危険予知トレーニングによる

事故防止教育手法や事故分析手法など、営業所等現場での活用方法の習得を目的としたセミナー



5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

NASVA

初任、経験不足運転者等への適切な指導監督

適性診断受診の徹底と活用促進

全国50支所を拠点に、自動車運送事業における事業用自動車の運転者に対して、**性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能**など心理及び生理の両面から**個人の特性を把握**し、安全運転に役立つよう**きめ細かなアドバイス**を行います。

一般診断以外の各種診断は、受診結果を基に**カウンセラーがカウンセリング手法を用いて助言・指導**を実施します。



危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進

ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「ドライブレコーダーKYT-I～V」

・実際のドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニングを行うことができるもので、交通環境の違いにより、その先に潜む危険を想定した運転方法を考え、身につけていただくことを目的とした危険予知トレーニング教材（DVD・CD・解説テキスト）を作成。「どのような危険が潜んでいるか」、「その危険を回避するためにはどのような運転をすればよいか」等を考えることで危険予知能力の向上を図っている。



交差点直進時の対向右折車両との衝突(事故)

トラック事例 10 Truck	
④ 交通環境の状況	1 早朝、片側右車線の渋滞混雑を走行しています。 ⑤ 解説 この映像、あなたならどのような危険を察知しますか？ どのような危険が潜んでいるかと、どのような運転をすればよいかを考えてみましょう。
解説 安全運転の例 安全運転① 右折車に進入する際には、前方に停車できる位置で一時停止して待つようにします。	安全運転② 右折車に進入する際には、前方に停車できる位置で一時停止して待つようにします。
⑥ 乗務員指導のポイント 1 交差点進入時の速度を抑えた運転 2 対向右折車両を先に通過させる、ゆとりを持った運転	